

報告第31号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	八王子市上壱分方 201番地在住 個人	事故日：令和6年4月10日 場 所：八王子市諏訪町 ・施設駐車場で庁有車が右折する際、駐車中の相手方車両に接触し、損傷を与えた。 (保健福祉部)	97,988円
			令和6年6月6日
2	千代田区永田町 二丁目所在 法人	支払日：令和6年6月28日 支払期限：令和6年7月1日 ・令和6年3月分の携帯電話使用料の支払い遅延により、損害を与えた。 (環境部)	32円
			令和6年6月24日

3	杉並区成田東二丁目在住 個人	事故日：令和6年5月22日 場 所：杉並区成田東二丁目	2,000円
		・庁有車が対向車を避ける際、相手方敷地の植木鉢に接触し、破損させた。 (都市整備部)	令和6年6月25日
4	港区六本木三丁目在住 個人	事故日：令和6年4月1日 場 所：杉並区高円寺南五丁目	88,000円
		・ごみ収集作業中、清掃車両が左折する際、民家の塀に接触し、損傷を与えた。 (環境部)	令和6年6月28日